

契約とは

私たちの暮らしは、さまざまな「契約」によって成り立っています

契約成立には当事者同士の合意が必要！

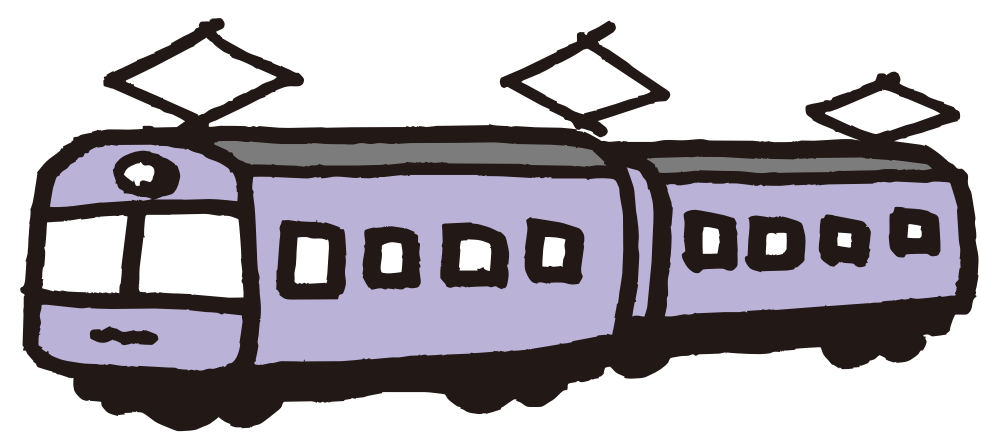
契約の例

コンビニで
買い物



売買契約

電車に乗る



旅客運送契約

DVDを借りる



賃貸借契約

- 契約は、内容をよく確認し納得した上で行いましょう。
- 契約は、契約書を作らず、口約束だけでも成立しますが、契約書を作成し、契約内容を明確にすることでトラブル防止に役立ちます。

成立はいつ？

お互いの意思表示が合致したとき



契約は守らなくてはならない

- いったん契約すると、お互いにその合意内容を守る義務が生じる。
- 法律で認められている場合^(※)を除き自分の一方的な都合だけで、契約を解消することはできない。

※未成年者が保護者の同意を得ないで契約した場合、詐欺や強迫によって契約させられた場合、契約内容が履行されない場合など、例外として契約の解除や取消ができる場合があります。



契約は
慎重に!

●未成年者契約

20歳未満の未成年者が契約する場合は、法定代理人（親権者等）の同意が必要です。同意を得ずに行った場合は、未成年者本人や法定代理人が取り消すことができます。（ただし、小遣いの範囲内で行った場合、結婚している未成年者が行った場合、「成年である」「親の同意を得ている」などと偽った場合などは、取り消しはできません）

ご相談は

市町村消費生活相談窓口又は鳥取県消費生活センターへ